

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る
呉市教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」（令和2年6月16日改訂 文部科学省）を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学習機会を確保する。
- 2 呉市教育委員会は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、保健所と協議の上、感染者が発生した学校の学校医の助言等により、当該学校の全部の臨時休業を行う。なお、感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、呉市教育委員会が保健所等と連携し、感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
- 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

令和2年7月10日 呉市教育委員会